

教育委員会会議録

令和5年12月21日（木）午前10時00分 開会
午前10時56分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

飯田靖教育長、度會秀子委員、河野明日香委員、野杵晃充委員、内田智子委員

3 出席した職員

判治忠明事務局長、伊藤尚巳次長兼管理部長、栗木晴久教育部長
高木健一総務課長、細井徹財務施設課長、長坂昌彦教職員課長
大谷健二福利課長、小野内茂喜あいちの学び推進課長
橋本具征高等学校教育課長、水谷政名義務教育課長
安楽孝幸特別支援教育課長、祖父江達夫保健体育課長
兒玉真由美 I C T 教育推進課長、上田真啓中高一貫教育室長
山脇正成総合教育センター所長、松本明博総務課担当課長
木全貴治あいちの学び推進課担当課長
川田敦行総務課担当課長、塚田祐介総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項（4）公立学校教員の懲戒処分については、人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

（1） 令和5年度教育委員会所管12月補正予算について

高木総務課長が、令和5年度教育委員会所管12月補正予算について報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（2） 愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正について

高木総務課長が、愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正について報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（3） 令和5年12月定例県議会の概要について

高木総務課長が、令和5年12月定例県議会の概要について報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（4） 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の

規定により、会議録は別途作成。

(5) 損害賠償の額の決定及び和解について

兒玉ICT教育推進課長が、損害賠償の額の決定及び和解について、報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

6 請願

請願第19号 高等学校入学者選抜の廃止を求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(度會委員)

高等学校の入学者選抜は廃止することができるのか。

(橋本高等学校教育課長)

高等学校の入学者選抜については、学校教育法施行規則第90条により、「高等学校の入学は、入学者の選抜に基づいて、学校長が許可する」とされている。

これにより、県教育委員会と県立高等学校は入学者選抜を実施している。

(度會委員)

入学者選抜において、志願者数が入学定員を上回っている場合、抽選で合格者を決定することはできるのか。

(橋本高等学校教育課長)

学校教育法施行規則第90条により、調査書や志望理由書などの書類を始め、面接の結果、学力検査の成績などに基づき、公正に選抜を行う必要があるため、抽選で合格者を決定することはできない。

(河野委員)

全国の他の自治体で高等学校の入学者選抜を行っていないということを聞かないが、このような請願が出るということは、高等学校の入学者選抜があることによって、中学校3年間で色々な活動ができない、伸び伸びと自身が求める学びができないという声が上がっているということだと思ふ。高等学校の入学者選抜に、調査書や学力検査があることによって伸び伸びと学校生活を送れないという声について、県教育委員会としてはどのように考えているのか。

(橋本高等学校教育課長)

愛知県では、調査書と学力検査の成績を基本的な選抜資料とする一般選抜に加え、学力検査を行わない推薦選抜や、その高等学校や学科で学びたいという生徒の意欲を重視する特色選抜など、多様な選抜を実施している。また、不登校生徒を対象に、調査書の評定を用いない選抜も全ての高等学校で行っている。

今後も、こうした多様な入学者選抜を実施することにより、志願者一人一人が中学校における主体的な学習の成果や、自主的に取り組んだ様々な活動の実績を活かして、希望する高等学校に入学することができるよう、引き続き入試制度の改善に努めていきたい。

(河野委員)

画一的な選抜ではなく、生徒たちが中学校でどのようなことを学んできたかを活かせるような選抜方法を今後考えていく必要があると思う。

請願第20号 セクシュアル・ハラスメントの全数調査を業者に委託して行うことを求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(度會委員)

業者に委託して調査を行っている都道府県はあるのか。

(長坂教職員課長)

把握している限りでは、業者に委託して行っているところはないと思う。

(河野委員)

県教育委員会として教職員対象のセクシュアル・ハラスメントや性暴力に関する調査は実施されているのか。

(長坂教職員課長)

全教職員に対して、セクシュアル・ハラスメントを含めた不祥事防止チェックシート等を活用した自己点検を行い、管理職が取りまとめ、必要に応じて面談等を実施している。また、状況に応じて、詳細な事実確認や当該職員等に指導等の措置を行うなど、引き続き不祥事防止の根絶に向けて取り組んでいく。

なお、県立学校においては、毎年度2回、セクシュアル・ハラスメント等に関する相談件数について県教育委員会へ報告を依頼している。また、小中学校では、年間複数回実施されているアンケートにおいて、セクシュアル・ハラスメント等に関する状況があれば、市町村教育委員会から県教育委員会へ報告がある。

(野杵委員)

教職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント等に関するアンケートにおいて、回答率はどれぐらいか。

(長坂教職員課長)

現在その数字は持ち合わせていない。

(野杵委員)

生徒に対するアンケートは、どうなっているのか。

(橋本高等学校教育課長)

生徒については、年3回、学期に1回ほどであるが、いじめ等に関する調査の中で性暴力についても調査するような形をとっている。その中でセクハラに関する回答は現在のところほとんどない。

(野杵委員)

もしセクシュアル・ハラスメントがあるという回答があった場合は各学校で対処することになるのか。それとも、そういった情報を県教育委員会で把握し、県教育委員会から学校へ何か追加指導等あるのか。

(橋本高等学校教育課長)

状況について、学校から県教育委員会へ速やかに連絡をもらい、適切な対応を行う。必要であれば警察にも連絡することになる。加害者が教員の場合、当該教員に対しては処分を行うことになり、その部分については関係課と連携を取りながら対応していくことになる。

(野杵委員)

現状、学校から生徒に対して、「セクシュアル・ハラスメントの事例等はないか」と聞いても回答しにくい、本当の声を出しにくい生徒が多いと思う。学校主体や県教育委員会主体であっても信頼がなければ回答してくれないと思うため、第三者による相談窓口が必要であると思うし、県の顧問弁護士や外部委員会があったほうが、生徒が直接相談できる窓口となり、実体性もあると思う。

県にも顧問弁護士がいると思うが、相談窓口は設けていないのか。

(橋本高等学校教育課長)

生徒が言い出しにくいという現状はあると思う。県教育委員会としては、アンケートでしっかり内容を書ける環境を作るとともに、学校には相談部というものがあるので、生徒が自分で相談できるような状況を作っていく。スクールカウンセラーもいるので、活用できるようにしていきたい。もちろん担任を始めとする教員たちからも気になることがあれば声かけをできるようにしていくことが必要だと考えている。

外部の機関でいうと、愛知県教育・スポーツ振興財団の「教育相談こころの電話」というものがあり、生徒が自由に相談できるようになっている。また、SNSを活用して相談できるような環境も整備しているので、そういったところから適切な対応を取ることになると思う。

(野杵委員)

セクシュアル・ハラスメントについては大人が加害者となる部分があるので、学校のスクールカウンセラーではなく外部機関のほうが良いと思う。予算の関係もあるので難しいかもしれないが、「教育相談こころの電話」やSNS等でもセクシュアル・ハラスメント等に対して対処できるのであれば、チラシ等で啓発をしていただき、こういったところで相談ができますよ、という周知があれば生徒も安心して相談等行えるようになると思うので、検討してほしい。

(飯田教育長)

「教育相談こころの電話」のほかに、セクシュアル・ハラスメント等については対応していないのか。

(長坂教職員課長)

セクシュアル・ハラスメントについては総合教育センターで対応している。

(飯田教育長)

相談場所があるということは周知しているのか。

(橋本高等学校教育課長)

生徒に対して電話番号等含めて周知している。セクシュアル・ハラスメントも含めて、生徒が心配なことがあれば相談できるようにしている。

(栗木教育部長)

「教育相談こころの電話」については、まだ幼い児童たちは具体的に言葉に出して相談するのが難しく、形にならない状態で相談をしており、専門の相談員が話を聞き出しながら、いじめを受けているのか、大人から何か危害を受けているか等問題を可視化し、必要があれば専門的なアドバイスをしている。

小学生については、教員も最初からいじめやハラスメントというはっきりしたものを把握できるのではなく、もやもやしたものから始まっているのが現状である。

(野杵委員)

中高生になればスマートフォンがあるので外部に表現できるが、小学生はまだできない。学校には学校医がいると思うが、そういった立場の人がフォローすることは難しいのか。ヒアリング等行うことはできないのか。

(栗木教育部長)

学校医は普段医者であるので、年1回の健診をお願いするだけものになってしまう。健診で見られたものに対して対応していただくことはできるかもしれないが、日常の中で悩みや心配事を聞く等、学校支援のきっかけを掴めるかという、児童生徒から心配事を聞いてほしいという場合以外は難しいと思う。

学校では様々な立場の教員が児童生徒を見ているので、メンタル面の健康を中心に見る立場の教員が必ずいる。スクールカウンセラー等もいるので、こういうことが気になる、という話をした結果、診療をお願いするということは考えられると思う。

(度會委員)

児童生徒の悩みを解決するために、外部に相談窓口があれば一つの安心材料になるのではないかと思う。業者に委託という方法を考えることはできないのか。

(長坂教職員課長)

非常にデリケートな問題を扱うので、被害者の心情を考えると業者に任せるというのは難しいのではないかと考えている。

(飯田教育長)

セクシュアル・ハラスメントの対応については、文部科学省も力を入れて取り組んでいる。児童生徒にとっては、セクシュアル・ハラスメントの被害を受けると修復ができないような傷を負ってしまう。

令和4年3月18日付け文部科学省通知は、学校現場でのアンケート調査や相談窓口等をもっと機能させてほしいという意味だと考えている。児童生徒がいかにアクセスしやすい環境にさせていくのか、児童生徒から相談があれば、専門家に依頼して問題点を明らかにしていく等、意識付けをもっとしていきたい。

また、定点的に行っている調査はしっかり関係者同士で共有し、子供たちの訴えがしっかり届くようにしていきたい。児童生徒を守るという意識を持ち、

より力を入れて児童生徒たちを思いながら進めていきたいと思う。

7 議案

第30号議案 愛知県立高等学校学則の一部改正について

小野内あいちの学び推進課長が、愛知県立高等学校学則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第31号議案 愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部改正について

小野内あいちの学び推進課長が、愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

8 協議題

なし

9 その他

なし

10 特記事項

- (1) 飯田教育長が今回の会議録署名人として野杻委員を指名した。
- (2) 請願第20号「セクシュアル・ハラスメントの全数調査を業者に委託して行うことを求める請願」について、請願者から口頭陳述したい旨の申し出があり、飯田教育長が前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 2名